

2015年(平成27年)4月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活困窮者自立支援事業に関することに係る個人情報を取り扱うことに関する一般的制限及びコンピュータ処理について(答申)

2015年(平成27年)3月31日付けで諮問(第730号)された生活困窮者自立支援事業に関することに係る個人情報を取り扱うことに関する一般的制限及びコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第8条第1項第4号の規定による社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性があると認められる。
- (2) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性及びコンピュータ処理の必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する早期支援を行い、自立を促進するための第2のセーフティネットの充実・強化を図るため、平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法(以下「法」という。)が施行される。

この法による新たな制度の中核を担う自立相談支援事業では、生活困窮者が相談窓口に来るだけでなく、電話やメール、あるいは関係機関からの情報提供など、あらゆる手段による相談に支援員が応じ、それぞれの置かれている状況を生活困窮者から丁寧に聞き取り、適切に評価・分析した上で支援が必要と判断した場合には、生活困窮者に利用申込みをしてもらい、支援プラン(案)を生活困窮者と一緒に策定し、支援調整会議にて支援の確認・決定を行う。

当該自立相談支援事業は、この支援プランに基づいて自立に向けた各種支援(就労準備支援、家計相談支援、学習支援等)の調整を行うこととされており、本市では当該自立相談支援事業を直営で実施することとして、平成26年11月から福祉総務課に相談窓口(地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」)を設けてモデル事業(国庫補助事業)を開始し、法施行後においても同様の実

施体制により当該自立相談支援事業を継続する。

また、国（厚生労働省）は、法に基づく業務が効率的かつ円滑に行われるようにするとともに、制度の実施状況を迅速に把握する観点から、全国統一の基本帳票類（相談受付・申込票，インテーク・アセスメントシート，支援経過記録シート，支援ケース一覧，プラン兼事業等利用申込書，評価シート）の様式の活用と入力情報の統計処理を行うため、国が作成した自立支援統計システム（ケースデータの入力・集計支援ツールをパソコンにインストールすることにより操作するもの）を使用して、生活困窮者に関する情報の入力・管理及び国への実績報告を行うことを求めている。

なお、本市において当該自立支援統計システムを使用するにあたっては、既存の業務系システムと共用した場合、既存システムに影響が生じることから、新たに専用端末（ノートパソコン）を設置し、当該自立相談支援事業に係る個人情報コンピュータ処理を行うこととする。

以上の業務を行うことから、一般的制限の事項に係る個人情報を取り扱うことについて及びコンピュータ処理について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 一般的制限の事項に係る個人情報を取り扱うことについて

ア 一般的制限の事項に係る個人情報

(ア) 相談受付・申込票（相談内容）

(イ) インテーク・アセスメントシート（相談歴の概況，本人の訴えや状況，同居者の有無，別居の家族の有無，婚姻の状況，子どもの有無，家族の状況，住居の状況，地域との関係，健康状態，通院先（服薬・診断・症状等），健康保険加入状況，障害手帳の有無，家計の収支状況，家計状況，課税状況，滞納の有無，債務の有無，公的給付の受給状況，生活保護の受給状況，最終学歴，現在の職業状況，過去の職歴の状況，その他緊急支援の実施状況，課題と背景要因，課題のまとめと支援の方向性，チェック項目，対応結果・方針，家族関係図，エコマップ（地域や周囲との関係性））

(ウ) 支援経過記録シート（関与した関係機関・関係者等，対応内容記録，支援員コメント）

(エ) 支援ケース一覧（対応結果・方針，基礎情報出力，課題と背景要因，課題のまとめと支援の方向性，法に基づく事業・その他の関連事業等，プランの集結・継続に関する本人希望・スタッフ意見）

(オ) プラン兼事業等利用申込書（解決したい課題，目標（目指す姿），プラン，その他関連する事業等，プランの実施に係る関係機関・関係者）

(カ) 評価シート（目標の達成状況，見られた変化，現在の状況と残された課題，プランの終結・継続に関する本人希望・スタッフの意見終結後の対応・再プラン時の留意点）

以上の情報については、個人情報保護条例第8条第1項第4号の社会的差別の原因となる事項に該当すると思われるが、法第1条に「この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施，生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活

困窮者に対する支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。」と規定されており、この目的の達成に向けて、生活困窮者の状況を適切に評価・分析することが必要であるため、これらの個人情報を取り扱うものである。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

法に基づく自立相談支援事業を実施するにあたり、国は全国統一の様式（帳票類）を使用することを義務付けており、国から提供される自立支援統計システムのソフトウェアを専用端末にインストールして、生活困窮者ごとに情報の入力作業等を行うことで、データの検索・抽出や継続的な管理に基づく、よりきめ細やかな支援の提供が可能になる。

また、統計の集計業務も自動化され、国への報告についても効率的に行うことができるなどの効果が認められることから、事務処理の適正化及び迅速化を図るためにコンピュータ処理を行う必要があると考える。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

本人の氏名（ふりがな）、本人の性別、本人の生年月日（年齢）、本人の住所、本人の電話番号、本人のメールアドレス、来談者の氏名、来談者の電話番号、来談者の本人との関係、相談内容、相談歴の概況（相談経緯）、本人の訴えや状況、同居者の有無、別居の家族の有無、婚姻の状況、子どもの有無・扶養の有無、家族の状況、住居の状況、地域との関係、健康状態、通院先（服薬・診断・症状等）、健康保険加入状況、障害手帳の有無、自立支援医療の利用状況、家計の収支状況、家計状況、課税状況、滞納の有無、債務の有無、公的給付の受給状況、生活保護の受給状況、就労状況、最終学歴等、直近の離職後年数、資格・技術、希望職種等、現在の職業の状況、過去の職歴の状況、緊急支援の必要性、緊急支援の内容、その他緊急支援の実施状況、課題と背景要因、課題のまとめと支援の方向性、対応結果・方針、家族関係図、エコマップ（地域や周囲との関係性）、支援方法、対応相手先、関与した関係機関・関係者等、対応内容記録、支援員コメント、解決したい課題、目標（目指す姿）、プラン、法に基づく事業等、その他関連する事業等、一般就労達成の目標設定状況、プランの実施に係る関係機関・関係者、目標の達成状況、見られた変化、現在の状況と残された課題、法に基づく事業等の利用実績等、プランの終結・継続に関する本人希望・スタッフ意見、プラン評価、終結後の対応・再プラン時の留意点、ID、初回相談受付日、相談受付者、インテーク・アセスメントシート最終更新日、サブ区分フラグ、関連ID、当初相談経路、相談歴の有無、スクリーニング実施日、対応重要度、支援実施日、支援担当者、プラン作成日、プラン作成回、プラン作成担当者、プラン機関、次回モニタリング時期、支援調整会議開催日、支援決定・確認日、評価回、評価担当者、評価記入日

ウ 安全対策及び日常的な処理対策について

(ア) 個人情報に係るデータについては、専用端末で一括管理するが、当該端末へのログオンについては、生体認証システムを利用して所属長に許可された福祉総務課職員のみができることとし、当該端末を使用する際は、同様に許可さ

れた職員それぞれに与えられたID及びパスワードの入力を必要とすることで、容易に第三者が個人情報を閲覧できないようにする。

(イ) 当該端末の盗難防止のため、日常的にセキュリティワイヤーを取り付け、一日の業務終了後には、当該端末をファイリングキャビネット内に保管し、施錠することとする。

(ウ) 当該端末には、コンピュータウイルス対策ソフトウェアをインストールし、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピュータウイルスに感染することを防止する。

(I) 国への実績報告については、入力したデータから「月次実績報告シート」を出力し、福祉総務課がデータをパスワード付の暗号圧縮ファイルにし、国へ電子メールにより送信する。この際、出力するデータは、相談受付・申込み、スクリーニング実施状況、及び支援実施・プラン策定状況に係る件数に限られる。

なお、データを電子メールにより送信する際には、電子媒体（USBメモリ）を使用して当該端末から情報系端末にデータを移すこととするが、管理者の許可がないと電子媒体が使用できない設定を行い、作業終了後は速やかに電子媒体からデータを消去する。

エ 個人情報を取り扱う場合については、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(4) 実施時期

2015年5月（予定）

(5) 提出資料

- ア 資料1 業務フロー図
- イ 資料2 自立支援統計システム概要図
- ウ 資料3 月次実績報告シート
- エ 資料4 個人情報項目一覧表
- オ 資料5 基本帳票類
- カ 資料6 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 社会的差別の原因となる事項の取扱いについて

自立相談支援事業で扱う情報については、個人情報保護条例第8条第1項第4号の社会的差別の原因となる事項に該当すると思われるが、法第1条に「この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。」と規定されており、この目的の達成に向けて、生活困窮者の状況を適切に評価・分析することが必要である

ため、これらの個人情報を取り扱う必要があるとのことである。

以上のことから判断すると、社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要があると認められる。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関ではコンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べてる。

法に基づく自立相談支援事業を実施するにあたり、国は全国統一の様式（帳票類）を使用することを義務付けており、国から提供される自立支援統計システムのソフトウェアを専用端末にインストールして、生活困窮者ごとに情報の入力作業等を行うことで、データの検索・抽出や継続的な管理に基づく、よりきめ細やかな支援の提供が可能になる。

また、統計の集計業務も自動化され、国への報告についても効率的に行うことができるなどの効果が認められることから、事務処理の適正化及び迅速化を図るためにコンピュータ処理を行う必要があると考える。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要があると認められる。

イ 安全対策について

2 実施機関の説明要旨（3）ウ(ア)～(イ)において示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 ウ(ア)

(イ) 利用後にデータを確実に消去するための措置 ウ(イ)

(ウ) データ媒体の安全性を高めるための措置 ウ(ウ)

(エ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 ウ(エ)

(オ) 日常的な安全対策 ウ(イ)

(カ) 必要最小限の従事者以外の者によるデータの外部への持ち出しを防止するための措置 ウ(イ)

以上に加え、個人情報を取り扱う場合については、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー＜基本方針＞」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上